

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 子どものオンラインゲームで高額請求！
- ◆ 実在する組織をかたるフィッシングメールに注意！
- ◆ 自然災害に便乗した悪質な修理業者に注意！
- ◆ 令和4年度 宮城県消費者教育メニュー
消費生活センターではこんなお手伝いができます
- ◆ お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）

2022

8 August
月号

第149号



子どものオンラインゲームで高額請求！

相談事例



携帯電話の利用履歴を確認していたら、高額な料金が発生していた。夏休みに遊びに来た小学生の孫が「無料のゲームをしたいからスマートフォン借りてもいい？」と言うので貸したことを思い出して、孫に確認したところ、ゲームでアイテムを次々に購入していたことがわかった。スマートフォンにクレジットカードの情報が登録されたままになっており、孫が使う際も、簡単に利用できるようになっていたようだ。請求を取消してもらえないか。

★アドバイス★

- 子どもがオンラインゲームで課金し、高額な請求を受けるケースでは、クレジットカード情報を勝手に使用してしまうほか、最近では携帯電話のキャリア決済を無断で利用してしまうケースも見られます。※キャリア決済とは、商品などの代金を、携帯電話の通信料などと合算で支払うことができる決済サービスです。
- パソコンやスマートフォンなどの情報端末に、クレジットカード情報が残っていて、子どもが自分で番号を入力しなくても自由に利用できてしまうケースが見られます。クレジットカードやキャリア決済の情報管理には十分注意しましょう。
- 保護者のスマートフォンを使って課金した場合、たとえ操作したのが子どもだとしても、それを証明することは難しく、保護者の判断で課金したと見なされ、取消しが認められないこともあります。
- 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

実在する組織をかたるフィッシングメールに注意！

相談事例 1

大手通販サイトから「クレジットカード番号を登録し直すように」とのメールが来たので、記載されていたURLをクリックし、名前やカード番号などを入力した。その後、約1万7千円分のカード利用がされていたことが判明した。

相談事例 2

大手カード会社から「不正利用の事例が多いので確認するように」とメールが届き、URLをクリックし、カード番号などを入力した。その後、カード会社から「通信販売で不正な利用が確認された」と連絡があった。5万円ほどの買物をされていた。



★アドバイス★

- **フィッシングメールとは**、実在する通販サイト、クレジットカード会社、携帯電話会社、宅配業者などの企業や商店になりすまして、不安をあおるような内容のメールを送り、**カード情報やパスワードなどの個人情報を盗み取る詐欺メール**のことです。
- メールに記載された**URLには安易にアクセスせず**、事業者の正規のホームページでフィッシングに関する情報がないか確認しましょう。**日頃から、公式アプリやブックマークした正規の事業者のサイトにアクセスすることを習慣にしましょう。**
- メールURLにアクセスし、個人情報を入力してしまうと、クレジットカードや個人情報を不正利用されるおそれがあります。**もし、アクセスしてしまっても、個人情報は絶対に入力してはいけません。**
- **困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口**に相談しましょう。

自然災害に便乗した悪質な修理業者に注意！

- 自然災害による住宅修理について、「**火災保険金**が下りれば**自己負担なく工事ができる**」「**保険の申請は無償で代行する**」などと勧誘されても、すぐに契約せずに、**複数の業者から工事の見積もりを取り検討し、家族や周りの人にも相談**しましょう。
- また、**保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかは、自身が契約している保険会社に確認**しましょう。

※ 災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊等により損害保険会社との契約に関する手がかりを失った方については、一般社団法人日本損害保険協会が設置する下記センターで、損害保険の契約の有無の照会を受付けています。

◆自然災害等損保契約照会センター 電話：0120-501331

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土日祝及び12月30日～1月4日は除く）

- **困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口**に相談しましょう。

～令和4年度 宮城県消費者教育メニュー～ 消費生活センターではこんなお手伝いができます

- * いずれのメニューも**無料**です。
- * お申込みにあたっては、日程を調整しますので、開催希望日の**2か月前までに**、一度**お電話**で御連絡をお願いします。

<消費者教育講師派遣事業>～成年年齢引下げに伴う消費者教育の推進～

成年年齢引下げを踏まえ、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任について、成年直後に見られる消費者トラブルの事例などを交えながら、消費者問題に精通した弁護士等が講義します。

★対象：高等学校、専門学校、大学等の生徒、学生、教員及び保護者



<弁護士による消費生活法律授業>

消費者問題に精通した弁護士が、若者の消費者被害の具体事例などを教材に、その問題点や被害救済の方法、被害に遭わないための心構えなどを、法律的な視点を交えながら授業形式で講義します。

★対象：中学校、高等学校、専門学校、大学等の生徒、学生、教員及び保護者

<消費生活相談員による出前講座>

実際に受けた相談事例をもとに、県消費生活センターの消費生活相談員が、受講者の年代に合わせて、被害に遭いやすい消費者トラブルを紹介し、被害にあわないための注意点や被害にあってしまった場合の対処法などをお話しします。

★対象：県民の方ならどなたでも（概ね 20 人以上の集会・会合等）

消費生活相談窓口

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

相談時間 月～金 9時～17時 土・日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

◎各県民サービスセンターにも相談窓口があります。（相談時間 月～金 9時～16時）

【仙南圏】 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700	【大崎圏】 北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700	【栗原圏】 北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700
【石巻圏】 東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700	【登米圏】 東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700	【気仙沼・本吉圏】 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000

◎各市町村にも相談窓口があります。（詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください。）

電子申請による
消費生活相談
ウェブフォーム
からご相談の受
付ができます。



Facebook
はこちら！



本情報紙のバックナンバーは
こちらで検索♪

みやぎの消費生活情報



©宮城県・(株)
旭プロダクション

7月号では、「クレジットカード、カードローンと上手につきあう方法」についてご紹介しました。今月は、「お金のトラブルを避ける」について、詳しく学んでいきます。

お金のトラブルを避ける ～お金に関するトラブルを避けるため、以下の知恵を身に付けましょう～

◆契約の基本を身に付ける

◇契約書は、よく読むことが大切です。わからない点は質問し、重要な内容は書面にしてもらいましょう。

◇友人に頼まれて借金の保証人になると、友人が払えない場合（自己破産した場合を含む）、代わって払わなければならないようになります。連帯保証人になると、友人が支払える場合でも、保証人に請求がくれば支払わなければならないようになります。

借金の保証人や連帯保証人になるのではなく、相談窓口を教えてあげましょう。

◆ライフプランを立てる

就職・独身期・結婚・出産・教育（子育て期）・住宅・退職・老後など、人生のイベントや段階ごとに、自分の希望や計画を時系列で描くライフプランをしっかりと立てていれば、危うげな話を遠ざけやすくなります。

◆モノやサービスを購入するときは、お金に見合った価値があるか、よく考える

◇迷ったり、少しでも不安を感じたら、周囲の信頼できる人の意見を聞いてみましょう。

◇はっきりと断る勇気も必要です。

◆「自分がきちんと理解できる金融商品しか買わない」と決めておく

そもそも、しくみを理解できない商品を買うのは危険なことです。

金融商品を選ぶときに、「自分がきちんと理解できる商品しか買わない」と決めておけば、だまされたり想定外の損失を被る可能性は小さくなります。

◆金融商品は「信頼できる業者からしか購入しない」と決めておく

お金は、一生懸命働いて手に入れるものです。そのお金を怪しげな業者に預けて、なくしてしまうわけにはいきません。どのような業者が信頼できるかは日頃から自分の基準を考えておきましょう。



◆金融商品を選ぶ場合、選択のための情報を得る

金融商品を売り手側から情報を得るときは、複数から情報を集め、比較しながら検討するようにしましょう。